

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

座間市長 佐藤 弥斗

市町村名 (市町村コード)	座間市 (142166)
地域名 (地域内農業集落名)	座間市全域 (入谷地区、座間・新田宿・四ツ谷地区・栗原地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月31日、11月11日、11月13日、11月14日 (第1回) (第2回) (第3回) (第4回)

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化が進んでいる。後継者についても、未定及び不明の農業者が多く、そのうち貸付や所有権移転の意向が確認された農地は約40haとなっている。

新規就農者等、新たな農地の受け手の確保が必要。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

入谷地区及び座間・新田宿・四ツ谷地区は、水稻を主要作物とし、段階的な減農薬栽培を推進する。また、座間・新田宿・四ツ谷地区では、規模拡大意向を持つ若手農業者への集積・集約化を進める。

栗原地区は、野菜市組合を中心とした学校給食用農産物の生産や直売所・朝市等で市民向けに販売する安全安心な露地野菜の生産を推進する。また、地域や生産組合等で引き続き新規就農者の受け入れや支援を行い、新たな農業を担う者の参入を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	167 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	167 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域計画策定後も継続して地域による協議の場を設け、農地の集積、集団化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
所有者の意向により、農地中間管理機構の活用した利用権設定を進め、経営農地の集約化を目指す。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水稻地区での集約化に伴う水田の大区画化や、給排水口の改良整備等を行い、担い手の農作業の効率化を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、新規就農者の確保や後継者の育成を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる米の収穫作業は、麦作組合等への委託を行っているが、組合員の高齢化等により拡大していくことは難しいため、地域における農作業受委託組織の設立等を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】